

利益処分の承認にあたっての基本方針

「地方独立行政法人法第40条第3項により設立団体の長の承認を受けようとする額」は以下のいずれかの要件にも合致する場合に承認する。

- ① 当該事業年度における経営努力により生じたと認められるもの
- ② 法第26条第2項第6号に基づき、中期計画に定めた剰余金の使途に充てようとするものでかつ合理的な使途であると認められるもの

24年度 損益計算書

経常 収益	自己収入他 ※1 3,592百万円	剰余金 366百万円	経常 費用
	標準運営費交付金 4,093百万円	費用 7,320百万円	
	特定運営費交付金 ※3 329百万円	費用 329百万円	
8,016 百万円		7,649 百万円 ※2	

剰余金の主な内訳

計画を上回る歳入増及び歳出減への取組による効果	
歳入増	依頼試験による収益 128百万円 機器利用による収益 29百万円 オーダーメイド開発支援による収益 14百万円 財務利益 3百万円
歳出減	管理部門臨時職員数減 8百万円 効率的な広報活動の展開 23百万円 賃借料削減 16百万円 契約の競争的手法の強化等による節減 32百万円
経営努力認定対象外の剰余金	
	本部建物維持管理費の差額 56百万円 契約差金等 53百万円

利益処分(案) ※4

【目的積立金】 経営努力認定額 256百万円
【積立金】 110百万円

※1 自己収入他の内訳

手数料収益	421百万円
使用料収益	159百万円
受講料収益	11百万円
指導事業収益	2百万円
受託事業収益	365百万円
外部資金導入研究収益	94百万円
科学研究費間接経費収益	5百万円
財務収益	1百万円
雑益	3百万円
資産見返勘定戻入	2,526百万円
計	3,592百万円

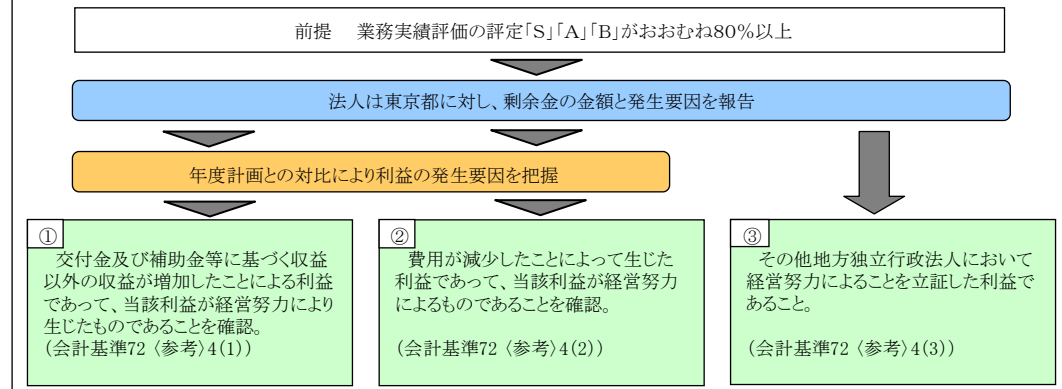
※2 経常費用の内訳

業務費	4,603百万円
一般管理費	3,042百万円
雑損	3百万円
計	7,649百万円

※3 特定運営費交付金
特定運営費交付金は、費用が発生する毎に同額を収益計上するため、交付金額と費用は同額になる(=費用進行基準)

※4 利益処分の概要
地方独立行政法人法第40条第3項に基づき、地方独立行政法人は、当該事業年度に剰余金が発生した場合には、設立団体の長の承認を受けて、その額の全部又は一部を翌事業年度に係る認可中期計画の剰余金の使途に充てることができる。

【経営努力認定の考え方】



(注) 百万円未満を切り捨てているため合計が合わない場合がある。